

Title	旗本の分度生活 (社会経済史資料紹介)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.5 (1938. 5) ,p.683(119)- 700(136)
JaLC DOI	10.14991/001.19380501-0119
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380501-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

旗本の分度生活

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

徳川時代のかなり早い頃から、武士階級の經濟生活が困難になり、幕末に至つて益々甚だしくなつたことはすでに周知の事實である。旗本の困窮過程についてはかつて本誌に實例を擧げて説明したこともあるが、今こゝに紹介せんとする一例は彼等がその財政難を如何に糊塗せんとして苦心したかを示すものである。又その結果は結局十分の効果を擧げ得なかつたことを證明せんとするものである。

武士がその財政難のために、高利の金を町人から借用し、終に財用の權が町人に移るに至つたと云ふことは一般に認められるところである。幕末の希才川路聖謨の「遊藝園隨筆」にも、老中となつても借財多ければ、金利だけでも生活し得ぬことを指摘し、

「町人共は利に長候もの故、御油斷有之候と奸商共いつか御勝手の義引受取計、内實宰相の權町人の手に陥り、古人の給を彼に仰被_レ申様なる類に成行候故、彼町人申候得者、無理なる事にも御聞受不_レ被_レ成候而者不_三相成、其無理なる事と申者、衰世の大事に御座候間、第一は公儀へ御不忠、第二は世上の衰微に相成、第三は御評判に

拘り、第四は御不隠徳にて、第二代目よりは殃も同様に相成申候。」

と云つてゐる。武士は生活難から、結局餘裕ある町人に依頼せざるを得なくなるのは明かであるが、今徳川時代の史料を探索してゐると、勿論町人へ依頼した證據文書も少なからずあるが、他方自領の名主又は庄屋に依頼してゐるものを發見する。それは何れもその年收に應じて分度を立て、所謂分度生活をなさんとするものに外ならない。分度生活と云ふ言葉は、三田村鳶魚氏の使用するところであるが、その「武士の分度生活」と云ふ論文で次ぎの如く云はれてゐる。

「武士の生計を安定しやうとする、その動搖するのは、米價と物價との釣り合ひが取れないからでもある、米價が高くも安くも落ち着いて居れば方法を立て易い、然るに誠に落ち着かない、江戸時代の米價は常に遞落氣味であつたから甚だ面倒にのみなる。其處で分度の法を立て、是れだけしか遣はないと極めて了ふのだ、武士の分度生活を考究するのに、澤山資料を集れば、當面の問題を明解し得るのみならず、其の應用も廣いのだが、残念ながら我等の手には僅に二種しかないけれども、先づそれを依據として考へる外に仕方がないのである。」(「江戸生活のうらおもて」四七六頁)。

三田村氏の二種の資料と云ふのは、橋本敬簡の「經濟隨筆」と「於保惠賀記」とであるが、後者は未だ一見する機會を得ないが、恐らく前者と同じくかうしたらよいと云ふ假想的なものではないかと思ふ。勿論それでもある程度まで武士の經濟生活を推定する役には立つ。他方實際に節約を實行し、分度を立てんとした文書類が少なからず残つてゐる。

前記の私の論文にもその一二を擧げて置いたが、こゝに幕末における旗本類廢の一例として旗本市岡氏の分度生

活を紹介しようと思ふ。

その資料と云ふのは、上野國邑樂郡北大嶋村の文書類の中にあつた「御地頭所様一ヶ年御幕方御雜用帳」萬延二酉年正月、及び「壹ヶ年御幕方御雜用帳」文久二戌年正月の二冊である。元來この北大嶋村は大きな村で、村高四千六百四拾六石六斗九升三合である。そして幕府の直轄地を始め二十二給人交つてゐる。嘉永五年十二月調の「地頭姓名石高所附村高給々手控帳」に依ると、その地頭の中に市岡姓を名乗る旗本は二家ある。かく多くの知行所の入交つてゐる村はあまり多くない。一つは千石取の市岡氏で、北大嶋村での持高は百四拾五石である。他は五百石取の市岡氏で、この村での持高は三百石である。こゝで問題としてゐる市岡氏は後者である。屋敷は裏六番町にあつた。名主は七郎兵衛、又は七郎平、小倉氏である。その他の文書に依つて見ると、この名主は相當富有の家であつたやうである。市岡氏の幕末における當主は彈正と稱し、北大嶋村以外に、同じく上州邑樂郡江黒村及び野州梁田郡高松村を知行してゐた。市岡氏も他の多くの旗本と同様、財政不如意であり、借金も多く、従つて貢租その他の取立も過重であつたためか、安政五年及び萬延元年に知行所から幕府及び本家に訴へられ、その結果稻葉兵部少輔の屋敷に同居して、極端な緊縮生活を行はざるを得なくなつたのである。

稻葉兵部少輔正巳は安房館山の領主、一萬石の小諸侯で、若年寄である。市岡氏がどういふ關係から同居するやうになつたかは未だ詳かにしない。

かくしてこゝに一定の必要な經費を計上して、これを知行所の村々が請負つて、地頭に上納する。地頭はそれに依つて極度の儉約生活することになる。前掲の文書はこの豫算書である。それに依つて見ても如何に切詰めた生活であるかは明瞭である。先づ最初に萬延二酉年、即ち文久元年の分を紹介する。

旗本の分度生活

壹ケ年御暮方

炭薪

一金六兩

但 壹ケ月 金貳分ツ、

一金九兩三分

但 壹ケ月 金三分壹朱ツ、

内 譯

金貳朱

金貳分

金壹朱

一金五兩

但 金貳兩貳分 四月納

一金三兩

但 壹ケ月 金壹分ツ、

一金三兩

但 金壹兩貳分 九月納

一金壹兩貳分

但 壹ケ月 金貳朱ツ、

一金三兩貳分

但 金壹兩貳分 四月納

一金壹兩貳分

但 壹ケ月 金貳朱ツ、

一金七兩壹分

但 金三兩貳分貳朱 七月納

内 譯

槍 釵

弓 術

弓 術

弓 術

弓 術

弓 術

弓 術

弓 術

弓 術

弓 術

お徳様御服料

御同所様は小遣

殿様御稽古料

十二月納

澤庵漬鹽ぬか代

辻番所持給金溜升代とも

月々臨時は入用之分

盆中は入用

金貳分

金三分

金貳兩貳分

金壹兩壹分

金貳兩貳分

金壹兩

金貳分

金貳分

金貳分

金貳分

但 壹ケ月 金貳分ツ、

一金貳兩壹分

但 壹ケ月 金三朱ツ、

一金貳兩貳分

但 金壹兩壹分 三月納

但 金貳分貳朱 九月納

但 金貳兩貳分 十二月納

但 納方右同斷

但 金貳兩貳分

但 金貳分 十二月納

但 金貳兩貳朱

諸色高直井ニ御中間月割金

女中壹人給金

御隠居様付女中給金

御隠居様女中給金

御中間壹人給金

殿様御髪月代

殿様御髪月代

殿様御髪月代

殿様御髪月代

殿様御髪月代

殿様御髪月代

殿様御髪月代

殿様御髪月代

殿様御髪月代

殿様御髪月代

殿様御髪月代

右金額をさらに月割にして記載してゐるが、翌文久二戌年の分はこの月割だけを記してゐるから、次ぎにこれと

對照して、その小異動を明かにしよう。

文久二戌

金貳兩貳分

金貳兩貳分

金貳兩貳分

金壹兩壹分

金壹兩壹分

例月分

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

女中給金取替
御隠居様女中給金取替
旗本の分度生活

例月

女中給金取替

御隠居様女中給金取替

御隠居様女中給金取替

御隠居様女中給金取替

御隠居様女中給金取替

御隠居様女中給金取替

御隠居様女中給金取替

文久二戌

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

旗本の分度生活

金壹兩貳分^ニ 小侍給金

小以^メ金六兩貳分^ニ

四月分 金貳兩貳分^ニ 例月

金貳兩貳分^ニ 御服料

金壹兩貳分^ニ お徳様同斷

小以^メ金六兩貳分^ニ

五月分 金貳兩貳分^ニ 例月

六月分 金貳兩貳分^ニ 例月

七月分 金貳兩貳分^ニ 例月

金三兩貳分貳朱^ニ 御稽古料

金壹兩^ニ 盆中諸^ニ入用

金貳分^ニ 辻番所^ニ切銀

金壹分壹朱^ニ 辻髪月代

金三分^ニ 用人役料

金貳分^ニ 同袴代

金三分^ニ 小侍給金

一三四 (六八八)

金壹兩貳分^ニ

金貳分

小以^メ金七兩^ニ

金貳兩貳分^ニ

金貳兩貳分^ニ

金壹兩貳分^ニ

小以^メ金六兩貳分^ニ

金貳兩貳分^ニ

金貳兩貳分^ニ

金貳兩貳分^ニ

金三兩貳分貳朱^ニ

金壹兩^ニ

金貳分^ニ

金壹分壹朱^ニ

金三分^ニ

金貳分^ニ

金貳兩貳分^ニ

金壹兩貳分^ニ

金貳兩^ニ

小侍取替給金分

辻組合辻番人給金之分

例月分

殿様^ニ吳服料之分

於徳様同斷之分

例月分

例月分

例月分

御稽古^ニ入用之分

盆中^ニ入用之分

辻組合辻番人給金之分

殿様^ニ髪月代分

用人役料之分

同斷袴代之分

小侍給金之分

殿様^ニ吳服料之分

成光院様同斷之分

於徳様同斷之分

小以^メ金九兩三分三朱^ニ

八月分 金貳兩貳分^ニ 例月

九月分 金貳兩貳分^ニ 例月

金貳兩貳分^ニ 御服料

金貳兩^ニ お徳様同斷

金壹兩貳分^ニ 御隠居様同斷

金貳分貳朱^ニ 女中給金

金貳分^ニ 御隠居様女中給金

金貳分^ニ 中間給金

小以^メ金拾兩壹分^ニ

十月分 金貳兩貳分^ニ 例月

十一月分 金貳兩貳分^ニ 例月

金壹分貳朱^ニ 鹽糠之代

小以^メ金貳兩三分貳朱^ニ

十二月分 金貳兩貳分^ニ 例月

金三兩貳分貳朱^ニ 御稽古料

金壹兩貳分^ニ 御隠居様^ニ服料

金貳分^ニ 辻番所^ニ切銀

金壹兩貳分^ニ 暮仕廻^ニ入用

金貳分貳朱^ニ 女中給金

金貳分貳朱^ニ 同斷

旗本の分度生活

小以^メ金拾五兩三分三朱^ニ

八月分 金貳兩貳分^ニ 例月分

九月分 金貳兩貳分^ニ 例月分

金貳兩貳分^ニ 御服料

金壹兩^ニ お徳様同斷

金壹兩貳分^ニ 御隠居様同斷

金貳分貳朱^ニ 女中兩人給金之分

金貳分^ニ 御隠居様女中給金

金貳分^ニ 中間給金之分

小以^メ金四兩壹分^ニ

十月分 金貳兩貳分^ニ 例月分

十一月分 金貳兩貳分^ニ 例月分

金壹分貳朱^ニ 澤庵壹樽之代

小以^メ金貳兩三分貳朱^ニ

十二月分 金貳兩貳分^ニ 例月分

金三兩貳分貳朱^ニ 殿様^ニ御稽古^ニ入用之分

金壹兩貳分^ニ 成光院^ニ吳服料

金壹兩貳分^ニ 暮仕入用之分

金壹兩貳分^ニ 女中兩人給金之分

一三五 (六八九)

旗本の分度生活

金貳兩^ニ 中問給金取替
 金壹分壹朱^ニ 髪月代
 金三分^ニ 用人役料
 金三分^ニ 小侍給金
 金貳分^ニ 用人袴代
 小以^メ金拾五兩三朱^ニ
 惣^メ金六拾四兩三分^ニ

右之通は暮方は雑用金前月二十五日限無相違上納可
 仕^レ爲^レは受印形仕^レ以上
 萬延二四年正月

御知行所
 村^ニ惣代
 名主

御膳米 四拾俵
 内餅米 三俵

一二六 (六九〇)

金貳兩^ニ 中問壹人取替金之分
 金壹分壹朱^ニ 殿様は髪月代之分
 金三分^ニ 用人役料之分
 金三分^ニ 小侍給金之分
 金貳分^ニ 用人袴代之分
 小以^メ金拾四兩貳分三朱
 壹^ケ年合金六拾六兩壹分^ニ

右之通前月二十五日限無相違可致上納^レ事
 酉九月改

鳴村 録藏
 高野 司満治

御膳米 五拾俵^ニ
 内三俵^ニ 餅米

右之通は返米も有之、は入用多^ニ付當西は收納米之
 内、可成丈取急可致廻米^レ事
 但右之内貳拾五俵程^ニ取立次第當十月中無相違可致
 廻米^レ之事

酉戌兩年の記録を比較すると、米で拾俵、金額では壹兩貳分の増額となつてゐる。ところが四年の合計金額には誤りがあり、各月を總計すると六拾六兩壹分で戌年と同様である。然るに前掲の項目分の方は六拾四兩三分で誤りはない。兩者を比較して見ると項目分の方で暮仕廻入用金壹兩貳分が脱落してゐることが發見される。従つて納入すべき月には酉戌兩年におゐて多少の差違はあるが、實際の納入金總額は兩年共同様で、米が拾俵増額されただけである。

今これを橋本敬簡の「經濟隨筆」に記した假想的分度法と比較すると、著しい對照が見られる。市岡氏は五百石取であるから、實收五百俵高のものと見てよい。多少項目分類の方法が違ふので、明確に對比することは困難であるが、大體次ぎの如くなる。

「經濟隨筆」の例

入米 九拾俵
 下給金 金三拾九兩
 内譚 用人一人 七兩三人扶持
 中小姓兩人 七兩二分
 女四人 九兩
 手廻り五人 拾三兩
 門番 貳兩壹分
 着服代 金八兩貳分
 盆入用 金五兩

旗本の分度生活

市岡氏の場合

は膳米 四拾俵
 金拾四兩
 用人一人 貳兩貳分
 小侍一人 三兩
 女中二人 五兩
 中間一人 貳兩貳分
 辻番所扶持 壹兩
 金拾壹兩貳分
 金壹兩

戊年は五拾俵

旗本の分度生活

歳暮入用	金八兩
手元金	金四兩貳分
五節句祝目入用	金貳兩貳分
月並入用	金三拾三兩
壹ヶ月貳兩三分	
内譯 主人小遣	金壹分貳朱
妻女小供小遣	金壹分
薪	金壹分貳朱
炭	金壹分
神佛	金壹朱
客入用音信共	金三朱
油	金三朱
ろふそく	金貳朱
日々菜代	金壹分貳朱
みそ	金三朱
醤油	金貳朱
辨當茶鹽	金貳朱
鯉節湯がへ等	金貳朱
下々香物代	金貳朱

金壹兩貳分

金三拾兩 外ニ壹分貳朱	
壹ヶ月貳兩貳分	
殿様は小遣	金壹分
は隠居様は小遣	金貳朱
お徳様は小遣	金貳朱
炭薪	金貳分
ろふそく、あぶら	金貳朱
日々野菜物	金貳分
味噌鹽	金壹朱
醤油	金貳朱
澤庵	金壹分貳朱
月々臨時	金貳分

破損	金三兩壹分
馬飼料	金拾貳兩
吉凶積立金	金壹兩壹分
非常積金	金五兩

メ金百貳拾壹兩三分

諸色高色ニツキ

金三朱

殿様は稽古料	金七兩壹分
殿様は髪月代	金貳分貳朱
メ金六拾六兩壹分	

兩者を比較すれば、明かに假想と現實との對照が見られる。吉凶積立金や非常積金の蓄積は勿論好ましいことであらうが、すでに窮迫状態にある旗本がこれを行なひ得ないのは當然である。月々の日常生計費が兩者略々同様であるのも、衣服費が實際には想定より多く必要とするのも當然であらう。

節約せられた部分は人件費と馬飼料である。馬一頭を飼養するには巨額の費用を必要とする。従つて當時馬を所せぬ旗本は多かつたやうである。何か必要の時には富有な親戚などから借用した者が少なくない。人件費節約は所謂緊縮政策の採用する常套手段である。しかし五百石の旗本が用人、仲間、小侍、各一人宛と云ふのは、前記の如く他家に厄介になつてゐたからであらう。

五百石の旗本ならば、その収入金額は橋本敬簡の算定に依つても、もつと多くなければならぬ筈である。即ち約倍の収入があるわけである。しかしそれは以前からの借金がない場合である。市岡氏がかうした緊縮生活を送らなければならなくなるまでには、その亂脈な生活から相當借金があつたに違ひない。又年貢の如きも先納させてゐたと

旗本の分度生活

思はれる。従つて實際あるべき収入の約半分で生活せざるを得ない状態に立ち至つたのであらう。

當時市岡氏がどのくらゐ借財があつたかは詳かになし得ない。唯一つ次ぎのやうな記録があるのみである。

「 覺

當成年々七ヶ年賦

一金七兩之内

金壹兩之

右々當成年々來辰年迄毎年七月十四日納

年賦金之分

右尾張様御役所納金之分早々被納可致事

戌七月五日

鳴村 録藏

右は書付ニある右村ニ預ケ

これは尾張侯の名目金の年賦返済を村方に督促依頼したものであらう。僅か七兩を年賦返済とする憐れな状態にあつたのである。この外にも幾多の借財があつたのであらう。

かうした分度生活が多少共效を奏したためか、文久二年十月中に再び舊屋敷に戻り、獨立の生活を営み始めた。

その結果は再び家政紊亂し、多額の金額を濫費し、知行所村々へ過大の負擔を掛け、そのみならず村役人を苛責するやうなことをさへした。舊屋敷に復歸後、僅かに三年にして、慶應元年十月村役人連名で、小普請世話取扱櫻井友二郎宛に次ぎの如き歎願書を出してゐる。櫻井は市岡所屬の小普請組の世話役であつたのであらう。

「 乍恐以書付奉歎願也

市岡彈正知行所上州野州村々左之者共奉申上り、私共地頭所近來猥ニ相成、既ニ家政向難相立儀ニ付、安政五年、猶万延元申年五月中、其御筋并御本家様迄も歎願いぬし、稻葉兵部少輔様は同居、夫々仕法相立、精勤は座の間、銘々安心罷在り處、その後文久二戌年十月中、本屋敷に立戻、讒年月も不立中、前同様家事向ふ取締相成、乍併知行所おゐても、可成丈ハ出金方相勵操出り内ニは家政向も可立直哉々心痛仕居り得共、彌増ふ行跡等ニある、何分骨折り詮更々無は座、却る壹兩年も暮方難澁ニ陥り、左に述べた地頭所とハ乍申、銘々暮方差支い程之仕合ニある、俱々及潰れ外無之、最早賄方外臨時用金等迄差支いハ眼前ニある、此上手段盡果當惑難澁非歎之餘り、無餘義當六月中の地頭所家政向相定安心相續仕度心得、不願恐多も、其御筋に奉歎願、當時は取調中之所、一體石歎願ニ付るハ、村々可罷出儀ニは座り得共、前奉申上り通、極窮之村々ニある乍恐諸雜用等相富いぬハ、猶以迷惑仕の間、一同評談之上、知行所村々惣代として上州邑樂郡北大嶋村名主七郎平相頼出府、夫々奉歎願、未は沙汰已前ニは座り、然處同人義當十三日雜用金持參可相納と存、罷出り處、用役吉澤勢平々申もの理非も勿論、何等之取調も無之、無三々七郎平を繩擲いぬし、二重手鎖相掛、手荒之取扱已あらざ、剩八丁堀は廻役は手先之もの兩人呼寄、そ夜番人ニ附置、翌十四日早朝ニ至り、右勢平殿先立、は手先のもの附添、外神田ニある百姓宿大里屋茂兵衛方は連行、嚴敷宿預ケ被致り段、不當之取斗方、甚以難得を意仕向ニある、極難之場合ニ付何分難見、同知行所野州梁田郡高松村名主見習孫平次より、御當家様は始末奉歎願い處、格別之御仁恵を以、は沙汰被下置り故、七郎平宿下ケ相成、無此上難有仕合奉存り、就るハ吉澤勢平殿義ハ地頭所政事向取斗方心得不居義々乍恐推察い、同人益々用役罷在、向後村役人用向ニある出府仕共、危難之程難斗、畢竟其御筋に奉掛御尊勞いも、地頭所大切と心得、爲筋を思ひ、銘々心痛罷在り處、斯勢平殿心得方安外之仕向、知行所村々小前末々まで一同

承知驚入、心外至極、此儘難捨置旨を以、悉願立、學ぶ歎願ニも罷出々申之の間、は時節柄相弁、殊ニ地頭名目ニも相障ハ付、村役人共々精々申諭、相宥置ハ得共、是以安心不仕、勢平殿ハ勿論如何之仁、數多入込、悪謀取巧、地頭所ハ申勸、右體ニハ御筋之御尊名ニ相拘リ、^{虫喰}ハ諸納込ニ差響、片時も難捨置義ニ付、不取敢今般出府、是迄之者共一同奉歎願ハ、何卒出格之以御慈悲、前段被爲在御賢察、吉澤勢平殿を餘一同之仁、地頭所ハ不携様ハ沙汰之上、先般奉歎願ハ通、家政向相立、安心相續仕ハ様、乍恐急速ハ取扱被成下置度、ハ憐愍之ハ沙汰偏奉歎願ハ、已上

慶應元五年十月

市岡彈正知行所

上州邑樂郡北大島村

名主 七郎平

同 清藏

同州同郡江黒村

同 六左衛門

野州梁田郡高松村

同 孫平次

櫻井友二郎様

御役人中様

この文書は名主側の云ひ分であつて、このまゝに解することは出来ないが、財政困窮の領主がかなりの強力手段

に訴へたことは想像出来る。その財政が如何に行詰つてゐたかは、同年十二月の調査になる「御地頭所様御借財調帳寫」一冊に依つても明かである。それに依ると夥しい借金である。又前述の如き切詰めた割宛金では到底生活し得ないことを示すものである。意味不分明のところもあり、後から書入れたと思はれる分もあるが、左にそのまゝ紹介する。

覺

子暮書替

一金百二十五兩

藤森向宛

内リ金八兩壹分貳朱丑四月二十八日

當金三拾兩程

丑十一月

岩崎彦右衛門

當金三拾兩程

是ハリ金操上ケ

五月

内金二十壹兩餘手取

是ハ掛斐様引請

内金拾三兩貳分丑五月十六日掛斐様分

内金三兩也丑七月下旬立川口方相濟相渡

丑五月書替

一金三拾六兩

高野卯之輔

内金四兩ハ七月相渡ス

一金九拾兩

青木吉左衛門

旗本の分度生活

七月書替

一金百五兩

久幾田猪右衛門

丑正月

一金六拾兩

御番入ハ入用モ他宮崎

丑十月書替

一金二十壹兩

山本向當

内當金十五兩程

丑正月

一金七兩壹分

ハ番入ハ入用之由

丑閏五月

一金拾兩

植木屋大吉口入

丑閏五月

一金八兩程

兒嶋孫七郎家來

内當金五兩位

一金八兩程

矢部留藏

子十月丑五月

一金八兩三分

鐵炮河野筒井ハ預リ金之由

内金貳兩ハ河野

殘金四兩ハ本郷ハ弓丁筒井様

別口

- 一金七兩^ニ 屋根屋太左衛門
- 内壹兩三月二十八日拂積リ^ニ 暮入
- 一金壹兩三分^ニ 近江屋拂
- 内三分拂之積リ
- 一金二十五兩^ニ 三河屋条藏
- 米代
- 當金拾壹兩之皆濟
- 一金壹兩貳分^ニ 大坂 足袋屋拂 井筒屋市郎兵衛
- 内金貳分拂積リ
- 金貳分^ニ 實四月十日立川氏が相渡ス
- 殘金貳分^ニ 是ハ當暮皆濟之管
- 一金貳兩^ニ 柏屋晋吉
- 卯三月二十一日皆濟 酒屋 伊勢屋新助
- 一金三分^ニ 皆濟之積リ
- 壹分貳朱百六十四文子年引殘
- 外ニ金六兩之町田氏□□中
- 一金壹兩三分一朱 縮屋多助
- 内金三分壹朱拂積リ^ニ 丑暮立川氏が相渡ス
- 一金壹兩貳分位^ニ さいさあを屋三人拂

- 内金貳分貳朱百四十四文拂積リ^ニ 肴屋平藏
- ×金六百拾四兩斗
- 丑九月^ニ 暮迄
- 一金壹分貳朱位^ニ 辻番日雇代
- 皆濟積
- 丑六月中
- 一金壹兩^ニ 立川氏引合青木家内
- 同斷
- 一金貳朱^ニ 榎代
- 右同斷
- 一金拾四兩貳分三朱^ニ 當月分は雜用
- 一金三兩三分一銀五匁^ニ 小普請金
- 一金三兩壹分^ニ 兵賦代リ
- 一金三兩壹分ト銀三百二十四文 御國役金
- 一金壹兩 地震拜借
- 一金三兩壹分^ニ 十一月分は賄金
- 一金三兩^ニ 來寅正月分
- ×金三拾貳兩三分三朱ト銀五匁銀三百二十四文
- 外ニ 諸商人内拂之分
- 金拾兩位
- 戌九月^ニ 日
- 一金三分一朱^ニ 佐野屋小兵衛味噌醬油代引殘リ

- 丑正月晦日 疊屋新次郎引殘リ
- 一銀拾三匁壹分
- 丑十二月廿八日
- 一×高金貳分貳朱ト貳百四十四文 肴屋平藏拂積リ
- 一金六兩壹分貳朱ト百六十四文
- いせ屋新助子年拂殘メ高
- 戌十二月 上總屋芳兵衛炭楨代殘リ
- 一金三兩壹分三朱^ニ 三百四十六文

- 丑七月 近江屋喜右衛門
- 一金壹兩壹朱ト銀壹匁九分五リ
- 一金三兩壹分貳朱ト貳分五リ
- いせ屋清八代新兵衛吳服料
- 内金貳分^ニ 三月二日渡ス
- 内金貳分^ニ 三月晦日渡ス
- リ×金貳兩壹分貳朱ト貳分五リ
- 内金三分^ニ 實七月十日孫平次が拂

帳簿の記載が不分明であるから、確實な數字は擧げ得ない。殊に前掲の尾張名目金の返済は未だ續いてゐる筈であるのに記載してない。従つてこゝに記載されたもの以外にも借金があつたかも知れないが、兎に角純粹の借入金と見るべきものが、多少返済された分もあるやうではあるが、金五百八拾六兩餘に上つてゐる。その他未支拂の諸代金が七拾兩あまりあり、全部では六七百兩の借財となつてゐる。そこに書替と記してゐるのは以前からの借金に利子を加へて新たに借金證書を渡したのであらうが、その額は二百八拾七兩となつてゐる。もしこれだけが以前の借金であるとすれば、他家に同居でもしてゐれば兎に角、獨立してゐては生活の實際的緊縮は行なはれ得ないことを示すものである。

上述の如く一定の收入に依つて分度を定め、それに依つて生計を立てることは、云ふに易く、行なふに難きものである。殊に徳川時代の如き、假令幕末慣例の廢頽した時であつたとしても、なほ從來の格式をおとすことは至難であつた。況んや幕末物價の急騰を見た時に、その本來の收入以下で生活することは到底不可能と云はなければならぬ。

らない。市岡氏は前掲の文書にある如く不行跡であつたかも知れないが、恐らくその母堂と側室又は姉妹と思はる婦人と三人幕である。他の多くの家族を擁する旗本の生活がかなり困難なものであつたことは想像にあまりある。分度生活を有効ならしめんがためには、未だ借金生活にあまり深入りしない以前に行ふか、又はその生活様式を全然一變ししなければならない。幕末に至つてはすでにおそく、何等の効果をも擧げ得なかつたと見るべきであらう。

(昭和十三年四月二十日稿)

難波田春夫著『國家と經濟』

武村忠雄

筆者は曾つて『轉換期に立つ理論經濟學』なる小論文(本誌一九卷七號)に於て理論經濟學が現に再建の必要に迫られつゝあることを指摘した。即ち理論經濟學は本來一定の經濟組織の基本構造に固有な因果法則の體系的把握をその課題とするものである以上、その基本構造の變化すると共にこれが思惟の再生産物たる理論經濟學の體系も再建されなければならぬ。且つ現代の資本主義經濟組織の基本構造が自由營利的から拘束營利的なものに轉換せる爲、理論經濟學もその既成體系に對し左の如き轉換を試みねばならぬことを説いた。

- 一、抽象的な純粹經濟學から具體的な政治經濟學への轉換
- 二、自由競争の經濟學から不完全競争乃至獨占的競争の經濟學への轉換
- 三、靜態經濟學から動態經濟學への轉換

斯かる轉換目標に應じて筆者は『動態經濟學』なる小著に於て左の問題を取扱つた。

一、資本主義經濟組織が自由營利的なる基本構造を有する場合(所謂自由資本主義段階)、自由競争と營利欲なる相反的力の作用による價格の自由變動によりその市場經濟の再生産過程には自動的均衡回復力が強く作用して居つ